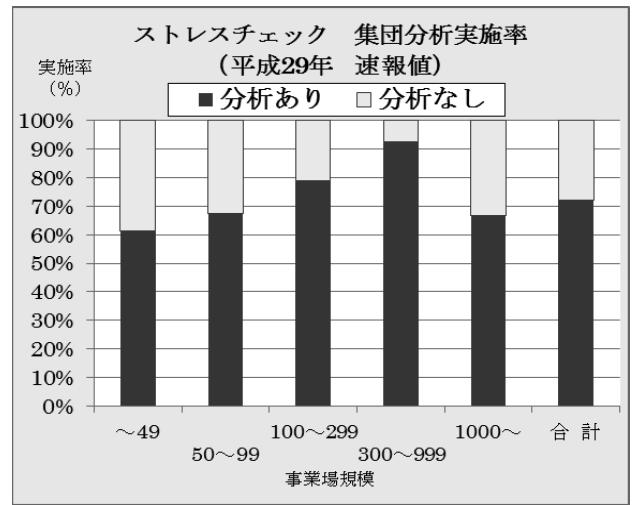
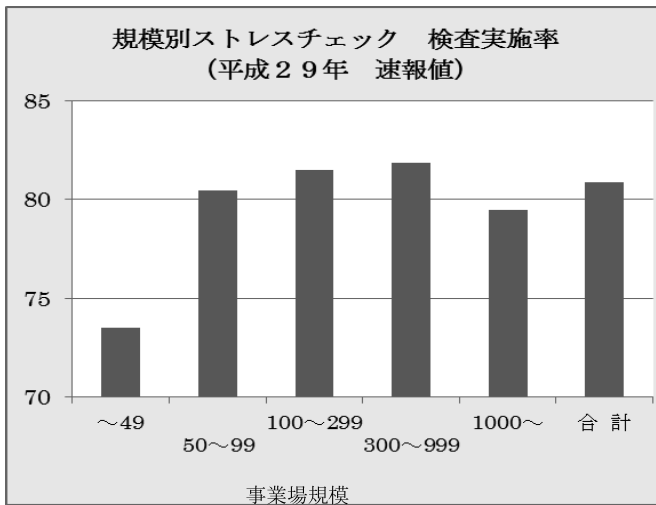
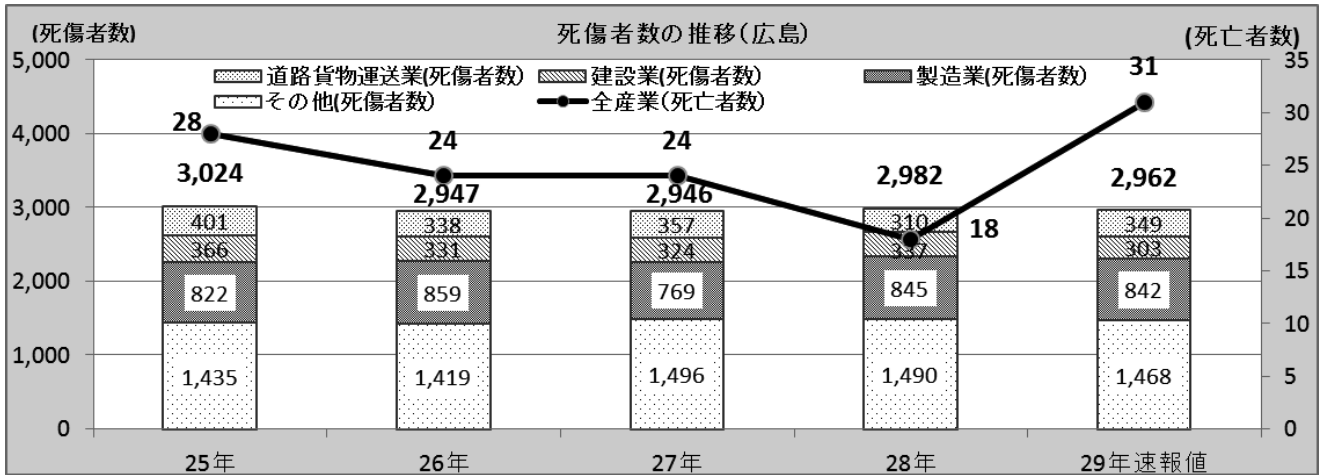


(2) 安全で健康に働ける職場づくりへの取組

- ◇ 労働災害を減少させる取組を行います。
 - ・ 死亡災害の撲滅を目指し、建設業に対しては、「墜落・転落災害」、製造業に対しては、「施設、設備、機械等に起因する災害」の防止に重点を置いた指導を行います。
 - ・ 災害が増加傾向にある第三次産業に対しては、経営トップに対する意識啓発、安全衛生教育の徹底等の指導を行います。
- ◇ 労働者の健康確保対策を推進します。
 - ・ メンタルヘルス対策については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知、指導を計画的に行います。ストレスチェックの実施の徹底を図るため、50人以上の事業場に対して重点的に周知、指導を行うとともに、50人未満の事業場に対しては助成金制度の利用勧奨を行い、実施を促進します。
 - ・ 治療と職業生活の両立支援については、「広島県地域両立支援推進チーム」の活動を通して関係機関との連携を深め、企業における取組を促進します。



(3) 労働災害にあわれた方への迅速・公正な補償への取組

- ◇ 労災保険給付の迅速・適正な事務処理
 - ・ 被災労働者の迅速な保護のため、労災請求について迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定を行います。高止まり傾向にある精神障害事案及び脳・心臓疾患事案を含め労災保険給付の迅速・適正な事務処理を図ります。

